

様式例第 3 号

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の上限額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 200% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% 手数料負担者は 求人者 とします。
＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動 1 日あたり 0 円 または、活動 1 時間あたり 0 円 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	手数料負担者は 求人者 とします。
	着手金 0 円
	相談・助言終了時 0 円
	成功報酬
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 14-ユ-302254

株式会社アウトソーシングトータルサポート